

## 「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の見直しについて

### 1 見直しの視点

「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（以下、「DV防止計画」という。）は、計画期間（平成 22 年度～平成 32 年度の 11 年間）の中間年である平成 27 年度に、計画の取組状況や社会情勢の変化、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）の改正状況等を踏まえて見直しを行い、必要に応じて計画を変更することとしている。

このため、以下の視点により見直しを行う。

#### (1) DV防止計画の取組状況等を踏まえた課題への対応

DV防止計画策定後の推進状況や市民アンケート調査の結果を検証して、現状分析と課題の整理を行い、必要な取組について検討し、計画に取り入れる。

#### (2) 新たな課題への対応

交際相手やストーカーによる凶悪事件の発生など、社会情勢の急速な変化に対応するため、国において、平成 25 年 7 月にDV防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となるなど、DV防止計画策定後から制度は充実してきた。

しかし、広島市配偶者暴力相談支援センター（以下、「DV相談センター」という。）に寄せられるDV相談には、DV防止法の適用対象外となっている「生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力」に関する若年層からの相談も増えてきている。

また、DV被害者の自立支援については、当面の課題である住居の確保、生活保護などの支援については、関係機関との連携がある程度進んで、経済的支援も円滑に行われているが、その先の就業に向けた支援については、DV相談センターと関係機関との連携がまだ十分にできていない状況にある。

これらの未だに解決されていない新たな課題を踏まえ、必要な取組について見直しを行う。

#### （参考）国の法改正等の動向

- ・「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定
  - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正
  - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改正
  - ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正
- など

## 2 具体的な見直し内容（案）

### (1) DV防止計画の施策体系等

DV防止計画は、「第2次広島市男女共同参画基本計画」（以下、「第2次基本計画」という。）における基本目標8「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」の中の基本施策2「ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援の充実」の部分構成する計画である。

現在、第2次基本計画は、DV防止計画と同時並行で見直しを行っており、基本目標を施策の内容に応じて、3つの区分に分類し、順序を変更する予定である。

これに伴い、DV防止計画は、「Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現」の中に位置付けられることとなるが、「基本目標」－「基本施策」－「具体的施策」という施策体系については継続する。

なお、以下の項目については、DV防止計画策定後の取り組み状況等を踏まえ変更する。

#### ① ワンストップサービスの推進

「ワンストップサービスの推進」は、現行計画の基本目標4「被害者の自立支援の充実」の中の「3 経済的支援等の生活支援」に位置付けられているが、DV被害者の負担軽減を図るためには、経済的支援等の生活支援のみならず、相談から自立に至るまでの全てのDV対策関係機関が連携して、一連の支援を円滑に行っていく必要があることから、基本目標4から基本目標5「関係機関との連携の強化」に位置付け、具体的施策の表題を「(2) 円滑な支援の推進」とする。

#### ② 苦情処理体制の確立

「苦情処理体制の確立」は、DV相談センターの設置以降、対応事例が蓄積され、適切に運用されていることから、今後は、適宜DV被害者のアンケートを行い、その結果を踏まえ、支援制度等の充実を図ることとし、基本施策及び具体的施策の表題を「3 支援制度等の充実 (1) DV被害者からの意見聴取」とする。

| 現行                                                                                                                                                      | 見直し案                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 被害者の自立支援の充実<br>3 経済的支援等の生活支援<br>(1) 経済的支援<br>(2) 医療・年金に関する支援<br>(3) その他の生活支援<br><u>(4) ワンストップサービス化の推進</u><br>(5) 各種福祉制度の活用への推進<br>(6) 市民による被害者支援活動の推進 | 5 関係機関の連携の強化<br>1 DV対策関係機関の連携強化<br>(1) 関係機関連絡会議参加機関の拡充<br>(医療関係者、公共職業安定所など)<br><u>(2) 円滑な支援の推進</u> |
| 5 関係機関の連携の強化<br><u>3 苦情処理体制の確立</u><br><u>(1) 迅速かつ適切な処理</u><br>(2) 関係機関の情報の共有化                                                                           | 5 関係機関の連携の強化<br><u>3 支援制度等の充実</u><br><u>(1) DV被害者からの意見聴取</u><br>(2) 関係機関の情報の共有化                    |

## (2) 重点的に取り組む施策

### ① 若年層の交際相手からの暴力

交際相手からの暴力が社会問題となり、平成 25 年 7 月にDV防止法が改正されたが、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力は法の適用対象外のままであることから、これまでの啓発が十分に行われていない若年層の交際相手からの暴力（デートDV）の防止について、重点的に取り組む。

### ② 就業支援の充実

DV被害者が経済的に自立していくためには、就労することが前提となることから、マザーズハローワーク等の関係機関と連携を密にして、就業支援を充実させていく。

### ③ 関係機関との連携強化

DV被害者の負担の軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するために関係機関との連携を強化し、相談から自立に至るまで、切れ目のない支援を行っていく。

### ④ 支援制度等の充実に向けたDV被害者からの意見聴取

DV相談センター等で支援を受けたDV被害者のアンケート等を踏まえ、関係機関とともに支援制度等の充実を検討する。

## (3) 指標及び数値目標の変更

第2次基本計画では、計画の具体的取組の基礎となっている本市の計画等の改定や国の第4次男女共同参画基本計画の策定に伴い、計画の指標や目標数値等を変更する予定である。

また、施策目標と指標の内容が一致しないなど、指標として適切でないものについては、変更又は廃止するとともに、新たな課題等に対応する指標の新設を検討することとしている。

これに伴い、DV防止計画に関連する指標や目標数値等の変更を行う。